８盛教歴号外
令和８年11月25日

見積参加希望者　各位
（令和８・９年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿で、
「保守・点検・管理（修理・整備を含む）－その他施設保守点検」の者）

盛岡市長　内　舘　　茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

１　随意契約見積対象事項
(1) 件　　名　　盛岡市指定有形文化財「原敬生家」南側及び東側茅葺屋根修繕
(2) 業務内容等　　別紙仕様書のとおり。
(3) 履行場所　　原敬生家（盛岡市本宮四丁目38番25号　原敬記念館敷地内）
(4) 履行期間　　契約締結の日の翌日から令和９年３月31日まで

２　契約条項を示す場所
盛岡市教育委員会事務局　歴史文化課

３　見積書提出の日時及び場所
(1) 令和８年12月３日（木）　10時00分から14時00分まで
(2) 盛岡市役所　都南分庁舎３階　歴史文化課
執行即時開封

４　見積書の提出方法
見積書は、３(1)の日時に３(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。郵便による見積は、認めない。

５　契約書作成の要否
要　ただし、盛岡市財務規則第122条第１項第１号に該当する場合は、契約書を省略することがある。

６　その他
(1) 見積回数
１回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
(2) 見積書
見積書は心得第７第１項によるものとし　一括総額　で作成すること。決定も　一括総額　とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の　100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の　110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第９に該当する見積は無効とする。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和８年 11 月 30 日（月）正午までに電子メールにより歴史文化課あて提出すること。回答は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市公式ホームページ『事業者の皆さんへ＞市の発注契約＞発注情報』で令和８年 12 月２日（水）までに回答する。

電子メールアドレス　edu.bunka@city.morioka.iwate.jp

盛岡市教育委員会事務局歴史文化課（〒020-8532　盛岡市津志田 14 地割 37 番地２）

℡019-639-9067